

# 中国の死刑制度とその歴史的政治性

王 雲 海\*

はじめに

- I 「中国歴史上は死刑のルーツが少なかった」という欧米での神話
  - II 中国の歴史を通じての死刑多用と中国死刑の歴史的政治性
  - III 現代中国の死刑の政治基礎
- 結びにかえて

## はじめに

いまの世界では死刑を最も多用しているのが中国である。しかし、中国では、死刑判決の件数も執行人数も最高の国家秘密の一つとして公表されていない。かつての死刑適用状況に関して、ある全国人民代表大会の代表は、2004年3月において、「わが国は毎年8千人ないし1万人の死刑執行をもって社会秩序と安全を守っている」と口を滑ったことがある。また、2007年に関して、その年の執行人数は2千人から1万5千人までの間ではないかという指摘もあった<sup>1)</sup>。近年になって、中国は死刑の適用を抑制する姿勢に転じたものの、その執行人数が依然として世界のトップを占め続けている。例えば、国際人権団体アムネスティ・インターナショナルが2016年4月6日に行われた発表によると、中国を除いて、確認された2015年度の全世界での死刑執行人数が合わせて1634人であったのに対して、中国だけでも千人以上ないし数千人を執行していると推測されて、他の

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第15巻第2号 2016年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

1) David T. Johnson & Franklin E. Zimring, *The Next Frontier: National Development, Political Change, and the Death Penalty in Asia* (Oxford University Press, 2009), p. 225.

国々での死刑執行の総数よりもはるかに多いという。

## I 「中国歴史上は死刑のルーツが少なかった」という 欧米での神話

なぜ中国ではこれほど死刑を多用しているのであろうか。これに関して、特に欧米の中国研究者または死刑研究者の間では一つの「神話」が作り上げられてしまっている。つまり、いまの中国での死刑多用は、中国社会の歴史・文化に絡んだ必然性のあるものではなく、むしろ、共産党の社会主義革命から由来する偶然性のある一時的政治現象にすぎないと言い<sup>2)</sup>、中では、中国の歴史上の刑罰は同時代の欧洲などのそれより残酷であるところか、むしろ、はるかに緩やかであって、死刑の適用もより抑制的で慎重的であったという主張さえある<sup>3)</sup>。彼らが根拠として挙げているのは、およそ、孔子が唱えていた儒家思想の中には皇帝統治者は民衆に対してなるべく弾圧を抑制し、厳罰を謹んで寛容な政治をする「仁政」が唱えられたことや、古代の中国法律上、上流階級の人々の犯罪に対して「八議」の制度があって、死刑を含む刑の減免が認められたことや、皇帝などによる「恩赦」制度が極めて発達されていたことなどである。しかし、このような主張を展開するに当たって、彼らは少なくとも三つの大きなミスを犯しているように言わざるをえない。

第一に、思想家、学者、弁士といった社会のごくわずかな専門的エリートの主張する思想、理念、理論をそのまま為政者の本当の思想、理念、理論として混同し、為政者側の建前をそのままその本音として見てしまう。同時に、少数の思想家、学者、弁士の思想と多数の民衆の考え方を混同し、エリートたちの提唱している思想や理念をそのまま民衆たちの文化として考えてしまう。しかし、その

---

2) Zhang Ning, "The Political Origins of Death Penalty Exceptionalism: Mao Zedong and the Practice of Capital Punishment in Contemporary China", in *Punishment & Society: The International Journal of Penology*, volume 10, number 2 (April 2008), p. 117.

3) Borge Bakken, "The Norms of Death: On Attitudes to Capital Punishment in China", in Lill Scherdin (ed.), *Capital Punishment: A Hazard to a Sustainable Criminal Justice System?* (United Kingdom, Ashgate Publishing Company, 2014), p. 115.

両者は完全に違う次元のものである。孔子の儒教の理念には確かに「仁政」があるが、それは、歴史上の為政者たちもそのとおりに「仁政」を信奉し、実施していたとは、または、歴史上の民衆も「仁政」のような意識をもって日常生活を営んでいたとは、決して意味しない。このように、エリートたちの思想、理念、理論と為政者の政治理念と、そして、エリートたちの説教と社会・民衆の文化とは、きちんと見分けないで、思想家たちの言うことをそのまま為政者の信奉すること、または、民衆の思うこととして見るのは正しくない。

第二に、一步下がって言えば、中国歴史上、「仁政」を唱える孔子の儒教は為政者や民衆に対して影響を及ぼしたとしても、同時に忘れてはならないのは、孔子の儒教と同様に、「嚴刑峻法」を提唱し、死刑の多用を極力に奨める商鞅の「法家」もあって、為政者や民衆に大きな影響を及ぼしたことである。本当のところでは、儒教と法家とは歴史上の為政者たちにとってあくまでも同じ刀の二刃にすぎず、往々にして、建前では、儒教を施すと宣言して、慈悲深い皇帝を演じるものの、本音では、法家こそ為政の最も有効な理念として、統治上必要であればいささかも躊躇せずに断固として実施する。このように、儒教と法家との両方がある、それらの関係は建前と本音のようなものであることを理解せずに、ひたすら孔子の儒教の部分的理念だけに着目して中国歴史・中国文化と死刑との関係を言うのは一面的になってしまう<sup>4)</sup>。

第三に、中国歴史上、法制度として「八議」制度や恩赦制度が確かにあって、しかも大変発達していた。しかし、同時に、為政者の統治にとって危ないと思われて、どんな場合でも恩赦を許さず、死刑の適用を最優先する「十惡不赦」という制度もあって、同じく大変発達していた。また、歴史上の為政者にとって、自分たちの統治に直接危険を及ぼさない通常の犯罪に対して法律の形で公式に対応するが、自分たちの統治に直接危険を及ぼすと思われる行為に対しては、法律の形を取らず、法外的に対応して、死刑と言わない「死」を恣意的にたくさん使うのが常であった。そのために、法律上見えるような死刑制度とその適用はあくま

4) Yunhai Wang, "China's Death Penalty in a State-Power-Based Society", in Bin Liang & Hong Lu (eds.), *The Death Penalty in China: Policy, Practice, and Reform* (New York, Columbia University Press, 2016), p. 97.

でもその時代の事実上の死刑のわずか一部でしかなかった。これに関連して、かつて、唐の王朝は747年から759年までの間で死刑を正式に廃止していた、という西洋の歴史家の指摘があるが<sup>5)</sup>、しかし、それはにわかに信じられない。また、内戦状態があって、時の為政者は「法」の形を取らない殺戮を繰り返した民国初期のいくつかのところの断片的統計データをもって、中国の近代においても死刑のルーツが少なかった、という見方もあるが<sup>6)</sup>、これも説得力がないと言わざるをえない。「死刑」という社会現象、そして、「中国社会と死刑」という社会的関係を的確に見るためには、理論的見方・研究と実証的見方・研究との両方が必要不可欠で、その両者のバランスのなかで議論が展開されるべきであるのに、実証・データの前提を全く問わずに、それがもつ社会的意義などを容易く捨象して、実証・データを絶対視し、万能視することは、一見して科学的に見えるが、実は先入観の大きい非科学的ものである。中国死刑の研究、特に中国社会と死刑の関係の研究において、そのような限界性が十分意識されるべきである。

このように、中国歴史上・中国文化上、死刑が少なく、死刑のルーツも少なかった、という「神話」はまさに神話であって、決して十分な根拠のある学説ではないのである。にもかかわらず、なぜ欧米の多くの学者はこの神話に熱中するのであろうか。その動機は、歴代の皇帝王朝の死刑政策でさえいまのそれよりも益しで、いまのやり方は歴代の皇帝王朝のそれよりも悪いと主張することを通じて、死刑を極めて多用しているいまの中国政権に対してプレッシャーをかけて、その死刑政策の改善ないし死刑の廃止を迫ろうとすること、そして、死刑が中国の文化であると言い張って、中国の歴史文化の独自性を強調することを通じていまの死刑多用を擁護する、という一部の死刑擁護派の論理・理論を批判、反論しようとすることである。死刑廃止論からすれば、このような動機のいずれも大変善意的なものと言ってよいが、しかし、動機の善意さと見方の正確さとは全く別なものであって、いまの死刑政策の問題点を批判しようとするあまりに、歴史上存在しなかったことをまるで存在したかのように賛美するのは行きすぎであって、同じ

---

5) Charles D. Benn, *The Daily Life in Traditional China: The Tang Dynasty* (Westport, CT: Greenwood Publishing Group, 2002), p. 209)

6) David T. Johnson & Franklin E. Zimring, *supra* note 1, p. 248.

死刑廃止論を展開する人間であっても、それにひたすら同調することはできない。

## II 中国の歴史を通じての死刑多用と中国死刑の歴史的政治性

では、實際上、中国における死刑の多用をどのように見て、中国社会とその関係をどのように捉えるべきであろうか。

従来の研究の中では、上記の一部の欧米学者のように、死刑の多用を中国の社会伝統または中国の民衆文化よりも特定の政党や制度に関係づけさせて、共産党の社会主義制度からその原因を見出し、死刑の多用を一時的政治的現象として捉えようとしている「社会体制論」ともいうべきアプローチがある。しかし、このアプローチでは、同じ共産党と社会主義の政権を有する違う国々の死刑政策とその適用状況の違いも、また、同じ国で同じ共産党と社会主義であるのに、時期によりその死刑政策とその適用状況の差異も、説明がつかない。逆に、中国の死刑多用をもっぱら中国の社会伝統または中国の民衆文化と関係付けさせて、死刑の多用が中国の社会伝統または中国の民衆文化から起因する必然的社会文化現象として、いまの死刑多用を擁護しようとしている「社会文化論」とも言うべきアプローチもある。しかし、このアプローチでは、同じ社会文化を維持しながらもその死刑政策が大きく変わっているという多くの国々で起こっている現象も、または、同じ中国文化を有しながらも中国の死刑政策も王朝や同じ王朝の時期により大きく変わっている現象も、説明がつかない。

筆者が思うには、中国での死刑多用を中国の歴史伝統や中国の社会文化に関係付けさせて、そこからその原因を見出して、死刑多用の責任を歴史や民衆に押し付けて、死刑改革に抵抗する、というやり方は強引的なもので、どうしても賛同できない。むしろ、一部の欧米の研究者が言っているように、中国での死刑多用は一種の「政治現象」であることに同意したい。従来の死刑研究の中では無意識のうち共通前提とされがちなのは、「死刑」をあくまでも法に規定された法律制度として、司法が法的手続きを踏んで犯罪者に対して適用される刑罰制度として理解されて、そのうえで死刑の是非を議論することである。しかし、「死刑」には多様性と多義性があって、同じ「死刑」と言っても、違う社会または同じ社会

の違う時代により、持たせられる機能、それを正当化する理由などにおいては、実は違う。純粹な法律制度として犯罪への刑事政策的反応として完全に法的に期待されて正当化されている「法律的死刑」があれば、文化的役割を事実上期待されて、主に文化的理由から正当化されて維持されている「文化的死刑」もあれば、政治的な機能を大いに期待されて、主に政治的必要性から適用されている「政治的死刑」もある。また、事実上経済的な機能を果す「経済的死刑」もある。中国での死刑そして死刑の多用は、まさに欧米の一部の研究者の言っているように一種の政治現象であって、「政治的死刑」と言ってよい。しかし、中国死刑のこの「政治性」は、決して欧米の一部の学者の主張しているように、ただ共産党の社会主義から起因する一時的なものではなく、むしろ、中国の歴史そして中国の社会と密接に関連する長期的歴史のものである。言い換えれば、中国の死刑の「政治性」は、中国の死刑の最大な特徴であって、中国の歴史そして中国社会に根おろしている一貫した歴史のものであって、共産党の社会主義時代に限っての一時的なものでは決していない。

というのは、死刑とは一種の社会現象だからである。先にも述べたように、死刑を含む社会現象を見るにあたって、ただの「社会体制論」では、一つの社会の変化性そして同じ社会制度を有する他の社会との共通性を外見的・制度的に説明できるものの、同じ社会の不変性そして他の社会との相違性を析出できない。逆に、ただの「社会文化論」では、同じ社会の不変性そして他の社会との相違性を析出できるものの、その社会の変化性そして他の社会との共通性を説明できない。しかも、「社会文化論」の場合、文化はその機能が社会により違いうるにもかかわらず、どこの社会でも同じ役割を果たしているという誤った前提に無意識のうちに立っているし、往々にして宿命的結論に達してしまう。このように、「社会体制論」と「社会文化論」のどちらもそれぞれの限界・欠点を有しており、それらを克服するためには、どうしても新たなアプローチが必要となってくる。そのために、死刑を含む社会現象を見るためのこのような新たなアプローチとして、筆者は「社会特質論」を提唱している。つまり、どんな社会制度を導入しているであろうと、どんな社会文化を有しているであろうと、それぞれの社会にはそれぞれの社会特質があって、その社会特質こそ、当該社会の原点・核として、社会

制度の運営や社会関係の形成や社会秩序の創出などにあって常に中心的役割を果たし、その社会のあり方を最も決定づけている。

中国に関していえば、その社会の原点・核はほかならぬ国家権力であって、中国の社会特質はいわば「権力社会」というべきである（これに対して、日本は「文化社会」と、米国は「法律社会」といえる）。中国は、その何千年の歴史のなかでいろいろな社会制度を繰り返して導入したり廃止したりして、また、社会文化が大きく変わったりしていたが、しかし、中国は「権力社会」であること、そして、国家権力が社会の原点・核・中心であることは、少なくとも秦の始皇帝時代から今日までは全く変わっていない<sup>7)</sup>。それに伴って、社会現象が主に国家権力によってその統治上の都合に基づいて政治的に決められてきていることはほぼ変わっていない。死刑制度も例外ではなく、古代中国から今日の中国までの死刑制度は何よりも「政治的死刑」というべきであって、そのあり方が何よりもまず国家権力によってその統治上の都合に基づいて政治的に決定されてきており、死刑と権力・政治とは常に密接な関係にあって、死刑は常に政治的意義を過剰に持たせられている。逆に言えば、「法律的死刑」、つまり、単なる犯罪対策としての死刑、または、純粋な刑事司法制度としての死刑は、古代中国から今日の中国までは、まだ完全に出現しておらず、あるいは、脱政治して、法律的なものにはまだ純化できていないのである。同じく、中国の死刑は、大衆文化がそのあり方を決められるような「文化的死刑」にもなっていない。中国の死刑制度のこのような「政治性」または「非法律性」もしくは「非文化性」は、古代中国からもう現れたものであって、今日に至ってもまだ変わっていない。同様に、今日の中国での死刑多用も、共産党の社会主義時代の一時的なものというよりも、むしろ、中国の死刑のこのような歴史的政治性を受けづいた必然的のものとして見るべきである。

### Ⅲ 現代中国の死刑の政治基礎

冒頭で述べたように、いまの中国では死刑を多用している。この死刑多用の基

7) 王雲海『「権力社会」社会と「文化社会」日本』、集英社新書、2006年、第23頁。

礎は、歴史上のそれと同じく、何よりもまずその政治性から見出すことができる。例えば、いまの中国での死刑適用は、主に凶悪犯罪、麻薬犯罪、公務員横領収賄犯罪、経済財産犯罪という四つの犯罪類型に集中しているが、そのいずれも主に政治的理由によるものというべきである。

### 1. 凶悪犯罪への死刑適用とその政治的理由

中国で「凶悪犯罪」というのは必ずしも明白な定義があつて、その範囲が確定的になっているわけではないが、故意殺人、故意傷害、強盗、強姦、爆発、誘拐、銃による犯罪などの、社会治安を直接脅かすような犯罪のことを指す場合が多い。もとより刑法のなかにある殺人などの犯罪に対する死刑のほかに、その他の凶悪犯罪に対して大量に死刑を適用しようとしたのは1983年9月2日に全国人民代表大会常務委員会が採択した「社会治安に嚴重な危害をもたらした犯罪分子を嚴重に懲罰することに関する決定」である。この決定で嚴罰の対象犯罪とされている犯罪は、不良行為集団の首謀者と武器を持って不良行為を行った者；故意に他人の身体に危害を加えて人の重症や死亡を引き起こした者；犯罪行為の摘発や実施の阻止を行っている国家工作人員または公民に暴力行為を実施して怪我させた者；人々を誘拐、売買した主要犯罪分子；銃や弾薬や爆発物を違法に製造、売買、運搬して情状が嚴重な者または嚴重な結果をもたらした者；反動的宗教などの組織を作つて封建迷信を利用して反革命活動を行い、社会治安を嚴重に危害した者；女性を売春に誘い込み、売春場所を提供し、あるいは、売春を強制した者；犯罪方法を広げ、情状が特別に嚴重な者である。

当該規定によると、上述した対象犯罪者に対して、刑法の定めた法定刑の上限を超えて、死刑までの刑を言い渡すことができるという。この規定により、社会治安に嚴重な危害をもたらす凶悪犯罪に対して広範囲に死刑を適用するようになった。

この決定の制定、実施を強く進めたのは当時の最高指導者の鄧小平であつた。1983年7月に鄧小平は当時の治安状況が悪いとして次のような指示を出して、凶悪犯罪への死刑適用を求めていた。つまり、「今の状況の下で、社会の安定を維持するためには、国家の力を使って、各種の反革命破壊分子、各種の反党反社



会主義分子、各種の嚴重な刑事犯罪分子に対して打撃を与えて、それらを食い止めることは、人民大衆の要求に合致し、社会主義現代化建設の要求に合致する」という<sup>8)</sup>。このように、鄧小平は、凶悪犯罪そのもの、そして、凶悪犯罪への死刑適用などの嚴罰を、犯罪への刑事政策よりもむしろ「人民大衆」や「社会主義現代化」という政治レベルで見えていたわけである。このことについて、中共中央党校はさらに次のように解釈をしている。つまり、「社会治安は、ただ重大な社会問題だけでなく、重大な政治問題でもある。それは人民群眾の生命財産だけでなく、社会の政治安定にも関わる問題である。また、それは人民民主政權の長期安定だけでなく、我が党の指導地位の固めにも関係する問題である。社会治安はよくなければ、人民大衆は安定的に生活を送ることができないだけでなく、また、人民大衆の心の中における党と政府のイメージを損なうだけでなく、改革、發展、安定という社会の大局まで影響が出てしまう」という<sup>9)</sup>。

つまり、共産党の「一党支配」を原則としている中国においては、犯罪・社会治安は決してただの犯罪・社会治安の問題に留まらず、それ以上に、「一党支配」の正統性に関わるものである。凶悪犯罪を抑止してよい社会治安を維持することは、共産党の「一党支配」の成功の現われとして認識されて、その正当性または正統性を維持し、増強する一方、悪い社会治安状況は共産党の失政として意識されて、「一党支配」の正当性または正統性はそれより大いに損なわれてしまうことになる。凶悪犯罪・社会治安はこのような政治的意義を持つので、死刑の多用を辞さずに社会治安を直接害する凶悪犯罪に対して嚴罰を科すことを通じて、よい社会治安を回復、維持することの政治的必要性が出てくるのである。鄧小平もその指示を解説した中共中央党校もまさにこのような政治的視点から凶悪犯罪に対して死刑の多用を含む嚴罰を求めていたのである<sup>10)</sup>。

---

8) 中共中央党校編『嚴打闘争与社会治安幹部讀本』、中共中央党校出版社、2001年、第25頁。

9) 中共中央党校、前掲註8)、第28頁。

10) Wang Yunhai, *supra* note 4, p. 110.

## 2. 麻薬犯罪への死刑適用とその政治的理由

いまの中国刑法第347条は麻薬犯罪を定めている条文であって、その中味は以下の通りである。つまり、1、麻薬を密輸、販売、運搬または製造した者は、その数量の多少にもかかわらず、すべて刑事責任を追及し、処罰しなければならない。

2、麻薬を密輸、販売、運搬または製造した者は、次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、十五年の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

(1)、1000グラム以上のアヘン、50グラム以上のヘロイン若しくは覚せい剤、またはその他の大量の麻薬を密輸、販売、運搬または製造したとき。

(2)、麻薬を密輸、販売、運搬または製造する集団の首謀者であるとき。

(3)、武装して麻薬を密輸、販売、運搬または製造したとき。

(4)、暴力をもって麻薬に関する検問、逮捕または勾留に抵抗し、情状が重いとき。

(5)、組織的な国際的麻薬販売活動に参加したとき。

このように、中国では、麻薬犯罪には死刑が設けられており、一定の要件を満たしていれば、麻薬の密輸、販売、運搬、製造のいずれに対しても死刑が可能となっている。現に刑事司法においてそのいずれに対しても死刑判決が出されている。また、中国では、1997年制定された現行刑法に対して、9回の修正を行っているが、そのうち、2011年に行われた「刑法修正8」と2015年の「刑法修正9」では、いずれも死刑の罪名が大幅に減らされたが、麻薬犯罪に対する死刑罪名だけは相変わらず変更がなく、そのまま維持されている。

なぜ中国が麻薬犯罪に対して未だに死刑の適用に固執しているのであろうか。その理由は、麻薬犯罪に対する中国の特有な政治的認識と理解から見出すことができる。つまり、中国共産党と政府の公式的歴史観からすると、中国の近代史は1840年に起こったイギリスとのアヘン戦争から始まったものであって、アヘン戦争をきっかけに、それ以後の中国は、1949年にできた共産党政権までは西洋列強によって侵略されて、「半植民地」に化せられた時代であった。このような近代中国は、中華民族として存亡の危機に立たされて、中国そのものも主権を失

い、独立国家でなくなった。西洋列強が中国をこのように侵略、植民地化できたのは二つの武器を用いたからである。一つは銃（鉄砲）であって、もう一つはアヘンであった。銃（鉄砲）は中華民族・中国の人々を物理的に打ち破ることができた一方、アヘンは中華民族・中国の人々を精神的に打ち破ることができた。このように、中国共産党と政府ないし中国社会全体にとっては、アヘンなどの麻薬行為は、ただの一般犯罪ではなく、むしろ、「中華民族」、そして「中国」という国家を根本から滅ぼすような重大な政治的破壊行為であるように認識、理解されている。

そのうえ、アヘンなどの麻薬行為をこのように中国の近代史との関連で中華民族そして「中国」という国家の存亡にかかわる重大な問題として位置づけていると同様に、中国の公式なイデオロギーによれば、革命を通じて中華民族を西洋列強の侵略と植民地化から守って、最終的「中華人民共和国」という新しい独立した国家を作ることができたのは中国共産党であって、中国共産党こそ全中国人民をリードして西洋列強の「銃（鉄砲）」と戦って勝ち抜いただけでなく、もう一方の侵略の武器である「アヘン」とも戦ってそれを絶滅させることができたのである。つまり、アヘンなどの麻薬と戦ってそれを絶滅させたことは中国共産党の重大な業績の一つとされており、その業績が今日の「一党支配」原則の根拠の一つとして意義づけられているのである。

中国共産党と政府は、麻薬犯罪をアヘン戦争以後の近代史観そして共産党による「一党支配」の原則との関連で麻薬犯罪を政治的に認識、理解している。麻薬犯罪への死刑適用がまずこのような政治的文脈から正当化されている。具体的にいえば、麻薬犯罪は中華民族の存亡に関わる重大な行為であるので、死刑も含む厳罰で対応すべきである。同時に、中国共産党がかつて麻薬を根絶させたことは中国共産党こそ中国を指導し、「一党支配」を行うべき正統性の一つとされるのに、麻薬行為に甘くしてその氾濫を許すと、中国共産党の指導能力そして「一党支配」原則の正統性（正当性）上の問題になりかねない。そうならないように、死刑を含む厳罰で対処する必要があるのである。いずれも政治的な理由である。

実は、いまの中国では、政治、立法、司法、学界などのいずれのレベルにおい

でも、麻薬犯罪の危害そしてそれに対する死刑などの厳罰の必要に関する解説は、未だにアヘン戦争以後の近代歴史に関する公式なイデオロギーと中国共産党の「一党支配」の業績観との絡みで展開されている。先に述べたように、いまの刑法規定のように麻薬の密輸、販売、運搬、製造に対してすべて死刑の適用を可能にしたのは、1990年10月に全国人民代表大会常務委員会が採択した「麻薬取締りに関する決定」であった。この決定の採択に際して、中国共産党中央機関紙である『人民日報』は、アヘン戦争以後、中国人民がアヘンなどの麻薬から甚大の被害を受けて国が半植民地化されたこと、そして、中国共産党だけが全国人民を団結して麻薬を一時期に根絶させたことに触れながら、本決定の意義を強調し、その確実な施行を呼びかけていた<sup>11)</sup>。

### 3. 公務員横領収賄犯罪への死刑適用とその政治的理由

いまの中国刑法第382条と383条によると、公務員は職務上の便利を利用して横領して、その金額が特別に巨大で、国家と人民の利益に重大な損失をもたらした場合、死刑を言い渡すことができる。また、同第385条と第386条によると、公務員は職務上の便利を利用して他人から財物を強要しまたは他人から財物を收受し、他人に利益をはかってあげて、その金額が特別に巨大で、国家と人民の利益に重大な損失をもたらした場合、死刑を言い渡すことができる。實際上、中国の刑事司法においても、毎年一定の数の公務員は横領または収賄で死刑判決を言い渡されたり、実際執行されたりするのである。

では、なぜただの横領または収賄で死刑までが適用されるのであろうか（中国では公務員の業務上の横領と収賄は法律上全く一緒に扱われているので、以下においては、収賄だけを対象にして検討する）<sup>12)</sup>。

周知のように、中国では、實際上、中国共産党による一党支配が実施されているし、法律上、共産党による一党支配は憲法上の最高原則の一つとしてはっきりと定められている。1980年代以来、「改革開放」政策の実施により、中国も大きく変わり、多くの方面でかなり自由となっているが、しかし、一点だけは固く守

---

11) 『人民日報』1990年10月26日。

12) 王雲海、『賄賂はなぜ中国で死罪なのか』、国際書院、2013、第134頁以下。

られて、一切変えられていない。これはつまり「共産党の一党支配」という原則である。では、中国共産党は、何の理由もなく、ただひたすら「一党支配」を固持しているのであろうか。そうでは決してない。実は、中国共産党は自らの一党支配に対してそれなりの理由・正統性を主張している。つまり、歴史的に見れば、中国共産党こそ多大な犠牲を払って先頭に立って革命を成功させて、中国をかつてないほど統一させた。現実的に見れば、共産党の支配によってこそ、いまの中国が経済的にも社会的にも文化的にもかなり発展して、国力も民衆の生活も日ごとによくなっている。これらの歴史的事実と現実的状况からは、中国共産党こそ、人民にとって「大公無私」的存在であって、自らの利益をすべて捨てて、完全に人民利益のための公的組織であること、そして、中国共産党こそ誰でも代替できない人民利益・人民意志の唯一の最大的で最善的の代弁者であることが歴然と証明されている。だからこそ、直接に選挙を通さなくても、共産党の一党支配の根柢・正統性があるのである。

このように、「大公無私」と「人民利益の代弁者」から自らの一党支配の正統性を得ようとしている中国共産党にとって、その党員の一部が職権を利用して賄賂を受け取って（中国で公務員のほとんど共産党員でもあるので、公務員の賄賂はつまり党員の賄賂を意味する）、人民より先に自分のポケットに金銭などの利益を入れることは、共産党一党支配の根柢・理由である「大公無私」・「人民の利益の代弁者」に対する真正面からの否定であって、党の顔・党の支配の正統性に対するあからさまな泥投げ・傷付けである。断じて許されない。つまり、いまの中国では、賄賂は「一党支配」という政治観からいけないうことと見なされて、それを犯罪とし、厳しい刑罰を科すことの動機・目的は、何よりも、共産党の一党支配の根柢である「大公無私」・「人民の利益の代弁者」というイメージを維持することであって、「一党支配の正統性の維持」というのは中国での賄賂罪の保護法益なのである。

このことは、新しい中国で一貫して堅持されてきている、賄賂などの腐敗に関する次のような政治的タブまたは公式的構図から見出すことができる<sup>13)</sup>。つま

---

13) 王雲海、前掲註12)、第135頁以下。

り、中国共産党を中心とした中国の権力は、公務員の賄賂などの腐敗に関して「一党支配の正統性」の維持上の都合に基づいて常に次の三つの定説・方程式を立ててそれに対応しているし、賄賂などに関する中国の立法も司法も学説もこのような定説・方程式のなかで展開されているのである<sup>14)</sup>。

定説・方程式の第一は、賄賂などの腐敗が党の運命・一党支配に関わる重大な問題で、厳粛に対処しなければならない、ということである。中国で賄賂が大きな問題となったのは「改革開放」政策を実施しはじめて間もない1982年半ばである。それを厳罰するための第1回目のキャンペーンは同年の8月から開始されて、収賄罪への死刑適用もそのキャンペーンを通じてはじめて導入された。それを指示した当時の最高指導者の鄧小平は、その理由として、賄賂などの腐敗の風潮が実は猛烈的であって、これを断固と食い止めなければ、党と国家は人民に見放されて、危険な状態になることをあげていた。1990年代半ばになると、新たに最高指導者になった江沢民は、わが党は人民を代表して政権を担当している。もし人民から離れて、腐敗現象の蔓延を放任してしまうと、人心を喪失してしまう。経済がうまくいかなければ、党が崩壊するが、賄賂などの腐敗が氾濫していれば、経済がうまくいくとしても、人民から見放されて、党が同様に崩壊すると、繰り返して強調していた。2010年末ごろになると、当時の党総書記である胡錦濤は、もっと明白に、党にとっての賄賂腐敗問題の重大さを指摘して、21世紀における中国共産党の運命を左右する四つの大問題の一つとして位置づけ、全党の力・全国の力を合わせて、断固たる姿勢で賄賂などの腐敗行為を懲罰し、その氾濫を食い止めなければならないことを、力説していた。また、いまの中国の最高責任者である習近平も、賄賂などの腐敗問題は党の運命・一党支配の存続にとって根本的な問題であるとして、賄賂などの腐敗行為への厳粛な対応を呼びかけている。要するに、中国共産党は、一貫して、賄賂など腐敗行為をただの犯罪ではなく、それ以上に、「一党支配の正統性の維持」という視点から、それを重大な政治破壊行為として意識し、厳罰などを通じて厳粛な対応を求めているのである。

---

14) 王雲海、前傾注12)、第136頁以下。

定説・方程式の第二は、賄賂などの腐敗分子はあくまでも個別的少数者にすぎず、黨員・公務員の絶対多数は人民の利益に奉仕している廉潔者である、ということである。中国共産党・中国の権力は、先に見たように、一貫して賄賂などの腐敗が党の運命・一党支配の正統性に関わる深刻な問題として認識し、その厳粛な対応を求めているが、しかし、それだけではない。それと同時に、賄賂などの腐敗状況が客観的にどうであろうと、常に強調するのは、賄賂などの腐敗を行う者はあくまでも黨員・公務員のなかのわずかな少数者であって、いわば「害群之馬」(馬の大群を混乱させる一匹や二匹の悪い馬)であって、黨員・公務員の主流・絶対多数は人民の利益のために一生懸命仕事をしている廉潔者である、ということである。例えば、これまで、元政治局常務委員を含む最高級幹部10数人が取賄などの汚職として摘発されていたが、そのような重大な事件が摘発される度に、共産党中央と政府は、党の新聞である「人民日報」などを通じて、党と政府が賄賂などの腐敗に対していかに厳しい姿勢で臨んでいるかを強調すると同時に、必ず次のようなことをも主張し、「防波堤」を引くのである。つまり、このような重大な事件から、賄賂などの腐敗現象の嚴重性と反腐敗闘争の緊迫性が見えてくるが、同時に、賄賂などの腐敗分子はあくまでもわが党と政府のなかでの極めて少数者にすぎない。それに対して、絶対多数の黨員・幹部・公務員は自分を規律正しくしており、人民のために勤勉に仕事をしており、人民と社会に大いに貢献している廉潔者である。全国の各地方、各領域には優れている黨員・幹部・公務員がいっぱいいることは明らかである。このことも全国人民が覚えるべきである、という。要するに、賄賂などの腐敗はあっても、それはあくまでも少数者の例外的行為であって、「大公無私」・「人民の利益の代弁者」という「一党支配の正統性」はそれによって何の問題生じない、というのである。

定説・方程式の第三は、賄賂などの腐敗行為への摘発は一党支配を反対するための口実にならないように行わなければならない、ということである。賄賂などの腐敗問題は直接共産党の一党支配の正統性に関わる問題である。そのために、中国での反体制派も「腐敗反対」というスローガンを掲げて、一党支配に反対しようとしている。それに対して、中国共産党と政府は、一貫して、賄賂などの腐敗行為と最も積極的に戦っているのが党と政府の方であって、反体制派が「腐敗

反対」を持ち出すのは「別有用心」(下心がある)で、「腐敗反対」はうそで、本当は党と政府の転覆であることを力説し、賄賂などの腐敗への摘発が反体制派に利用されないように警告を発し続けている。例えば、1989年の天安門事件直後に、学生運動のなかで「腐敗反対」というスローガンが掲げられたことに関連して、当時の「人民日報」は次のような社説を出した。つまり、党の内部では確かに一部の腐敗現象が存在している。これに対して、党中央ははっきりと認識している。党は工作中的の欠点・錯誤に対する人民からの批判を歓迎し、それらを正し、腐敗分子の摘発・懲罰を支持するための耳痛い批判も歓迎する。しかし、ごくわずかな者は、党を敵視して、腐敗問題を利用して、共産党に対する恨みをもらし、党のイメージを汚し、「共産党は腐りはてた」とまでをいい、共産党の支配を転覆することを目的とする反革命動乱を計画的に扇動している。このことは、はっきりと認識しなければならない、という。要するに、賄賂などの腐敗への摘発は、あくまでも党と政府の手によって、党の一党支配に害を及ぼすことのないように、体制内の展開されて、党の一党支配を反対する反体制側に利用されないように行われるべきである、というのである。

以上のように、一党支配の正統性上の都合で賄賂を見て、それをその保護法益としている。収賄罪に法定刑として死刑を設けて、実際に収賄を行った党员・公務員に続々と死刑を言い渡すのは、中国での賄賂罪は、党の一党支配の正統性である「大公無私」・「人民利益の最大な代弁者」に内部から直接に傷つける、党にとってもっとも危険な政治犯罪・体制犯罪として位置づけられて、その保護法益が何よりもまず共産党の一党支配の正統性の維持とされていることから、直接に説明できるのである。まず、賄賂罪を犯した党员・公務員に死刑という極刑を科すことを通じて、共産党は、内部の他の党员・公務員に対して、自らの政治使命を顧みず、党の顔に直接に泥をつけて、事実上党を裏切った場合、党としては、「党から抹殺」という厳しい姿勢をも辞さずに対処していくことを示して、威嚇効果を発揮させて、内部から一党支配の正統性への破壊を直接に食い止めることができる程度である。次に、賄賂罪を犯した党员・公務員に死刑という極刑を科すことを通じて、共産党は、外部の社会・民衆に向けて、「大公無私」・「人民利益の最大な代弁者」に反して賄賂受け取って私利私得を先にはかった少数の党员



に対して、共産党自身も彼らを決して庇わず、先頭に立って彼らへの懲罰を断固として行っているのを、アピールすることができるし、少数の腐敗分子があっても、党全体が依然として「大公無私」・「人民利益の最大な代弁者」に徹して行動していることを強調して、対外的に、みそぎをはらうことができるのである。最後に、賄賂罪を犯した党員・公務員に死刑という極刑を科することを通じて、少数の重大な賄賂行為だけを賄賂罪にしてそれだけに必要以上の厳罰を加えて、「一罰百戒」という波及効果を追求する、という、一党支配の正統性を維持しながらの賄賂対策が刑事政策的に可能となるのである。

#### 4. 経済財産犯罪への死刑適用とその政治的理由

中国で「経済財産犯罪」というのは、厳格な定義のある、その範囲もはっきりと定められているような概念ではないが、一応「経済秩序を破壊する犯罪」そして「財産を侵害する犯罪」を合わせて「経済財産犯罪」として死刑との関係を見ることはできる。というのは、2011年と2015年に行われた現行刑法に対する修正までは、中国の法律上、死刑適用できる罪名は68個もあって、その半分ぐらゐは経済財産犯罪に関係するものであった<sup>15)</sup>。例えば、経済秩序を破壊する犯罪とされる通貨偽造罪、集資詐欺罪、高額脱税罪、また、財産を侵害する犯罪とされる金融機関などでの盗罪はいずれも死刑の対象とされていたし、刑事司法においても、そのような犯罪に対して死刑判決を言い渡すことも死刑を執行することもよくあった。状況は変わったのは2011年、特に2015年以後であって、2011年の「刑法改正8」そして2015年の「刑法改正9」を通じて死刑罪名の大幅の削減が行われて、元の68個の死刑罪名が2015年の時点になって46個までに減らされた<sup>16)</sup>。いまは純粋な経済財産犯罪に対して死刑は適用できなくなった。しかし、なぜ最近までそのような犯罪へ死刑まで適用されていたのであろうか。

15) 王雲海、『死刑の比較研究——中国、米国、日本——』、成文堂、2005年、第10頁。

16) 2011年の刑法改正と死刑罪名の削減について次の文献を参照。王雲海「中国の刑法改正と死刑制度の変更」、『法律時報』、第83巻4号、2011年、第118頁。なお、2015年の「刑法改正9」により削減された死刑罪名は次の通りである。武器弾薬密輸罪、核原料密輸罪、偽貨幣密輸罪、通貨偽造罪、集資詐欺罪、売春組織在、売春強要罪、軍事職務執行妨害罪、戦時風説流付攪乱罪である。

中国で経済財産犯罪に対して死刑の適用が始まったのは1982年のことである。1978年末から「改革開放」政策が導入されるにつれて、中国共産党とその政府は、伝統的公有制と社会主義計画経済から決別し、至上な政治任務として、私有制の確立と拡大、そして、それを前提とする市場経済の確立と拡大に力を入れるようになった。その結果、公有制から私有制への転換、計画経済から市場経済への転換が実現されて、経済的成果が大いに実現される一方、経済財産犯罪も激増した。このような状況に直面していた当時の最高指導者の鄧小平は、これらの経済財産犯罪が党と政府の推進している「改革開放」という政策に対する破壊、そして、党と政府の政治的権威に対する深刻な挑戦として、「両手で掴む」という対策を打ち出した。つまり、党と政府は、一方では（一つの手で）、断行として「改革開放」を遂行する。同時にもう一方では（もう一つの手で）、断行として経済財産犯罪を厳罰する。両者を同時に進行しなければならない<sup>17)</sup>。鄧小平のこの指示を受けて、全国人民代表大会常務委員会は1982年3月8日に「嚴重な經濟犯罪を厳罰することについての決定」を採択して、同年4月1日から実施するようになった。この決定によって、密輸罪、投機取引罪、窃盜罪、文化財不法輸出罪などに対して死刑が適用されるようになった。なぜこのような決定をして、このような犯罪に対して死刑を含む刑罰を科さなければならないかについて、当時の『法制日報』は社説のなかで次のように述べている。つまり、「対外的に開放するという新たな歴史的な状況の下では、意志の弱い一部の幹部たちは資本主義的思想によって毒害されて転落してしまった。彼らは国家の法律と党の規則に違反する道を歩むようになっている。このような党内部の裏切り者は、社会にいるほかの裏切り者と結託して、密輸、窃盜、投機取引などの、社会主義経済と社会主義制度を破壊する犯罪活動を行っている。このような犯罪状況は極めて深刻であって、もはや容認できない状態に達している。経済領域での様々な犯罪活動、特に一部の重大な事件は、わが党の方針と政策の実施を妨害し、社会主義経済秩序を攪乱し、国家の経済建設に危害を加えて、社会主義の法制を破壊し、国家の主権を損害し、幹部と群衆を腐敗させ、党と社会のマナーを悪化させている。そ

---

17) 肖揚、『中国刑事政策和策略問題』、法律出版社、1996年、第18頁。

これは、経済上は勿論、政治上にも中国の社会主義事業と人民の利益に多大な損害をもたらしている。これと戦うことは、わが党と国家の運命に関わっている」という<sup>18)</sup>。

このようなプロセス及びこのような認識から見えるのは次のことであろう。つまり、「改革開放」以後の中国での私有制と市場経済の確立と拡大は、自然発生的で自然生成的なものでは決してなく、むしろ中国共産党により人為的に展開されているものであって、中国共産党の政治的政策としてその政治的権威を用いて強力的に推進されている政治的・権威的・人為的な私有制と市場経済である。そのために、本来ならばただの自然犯罪であるはずの密輸、窃盗、投機取引などの経済財産犯罪は、中国共産党と政府にとっては、自然犯罪・経済財産犯罪以上にまず自分の政治的政策と政治的権威を挑戦するような政治犯罪として見えるし、そのような経済財産犯罪によってもたらされる被害がまず自分たちに対する政治的ダメージとして認識される。一言でいえば、「改革開放」以後の中国での密輸、窃盗、投機取引などの経済財産犯罪は、外見上ただの経済財産犯罪ではあるが、しかし、実質上は、政治犯罪・体制犯罪の意味合いをもたせられているのである。そのために、死刑も適用されていたのである。

## 結びにかえて

この論文の後半では、中国での死刑制度の政治性を、凶悪犯罪、麻薬犯罪、公務員横領賄賂罪、経済財産犯罪に分けて具体的に見てきた。前半では、中国での死刑の政治性は、一部の西洋の研究者が言うようにいまの中国だけで見られるようなものでは決してなく、むしろ、「権力社会」という中国社会の特質に由来する、中国の歴史を貫通するような歴史的なものであることを強調した。いずれにしても、「歴史的政治性」は中国の死刑制度と死刑多用を解明するためのキーワードというべきであろう。

近年になって、死刑を多用している中国においても死刑改革が積極的に展開さ

---

18) 『法制日報』、1982年3月12日。

れるようになっている。その結果、立法上の死刑の罪名も司法上の死刑適用も大幅に減っており、死刑適用の手続きもその量刑基準もかなり適正化されている。そのいずれも歓迎されるべき積極的な動きであるが、しかし、このような改革も「歴史的政治性」のなかで展開されているもので、政治指導者が誰か、その政治指導者がどのような政治理念を持つかに強く依存している。そのために、死刑改革にはいくつかの限界性がすでに現れてしまっている。例えば、「存置→制限→廃止」（まず死刑を存置させて、次にその適用を制限し、最終的にはそれを廃止する）というのは、中国での死刑改革の方向性についての公認的な見解になっている。そのなかでは、まず非暴力犯罪から死刑を外そうという見解は、中国の政治指導者を含む多くの人々の共通認識となっており、いまの死刑改革もほぼそのような方向で展開されている。しかし、非暴力犯罪から死刑を外すという改革には例外が見られて、その原因がやはり「歴史的政治性」にある。つまり、2011年または2015年の刑法改正にあたって、公務員横領賄賂罪は暴力犯罪でないから死刑を外そうという主張があったが、それに対して、各方面から強い反発が示されていた。思わないほど強い反発に直面し、大きな圧力をかけられた立法担当者や刑法学者は、仕方がなく、社会に向けてわざわざ「公務員横領収賄罪に対する死刑は30年間外さない」と宣言せざるをえなかった。その後の死刑改革の動きから見ても、公務員横領収賄罪に対する死刑を外すことは近時の中国では無理のように見える。なぜであろうか。結局、それは、中国で公務員横領収賄罪が未だに帯びている政治性とそれに対する死刑適用の政治性から生まれてきた事態である。いまの中国では、「官」と「民」との間に激しい矛盾が存在しており、言論自由などが不十分であるので、「民」はその不満を表す正当な機会があまりなく、結局「大義名分」である賄賂腐敗反対をあらゆる不満を代弁する捌け口として使う。それと同様に、「官」は公務員横領収賄に対する死刑適用をもって「民」のあらゆる不満を払拭し、封じ込めようという政治的思惑があつて、横領収賄に対する死刑適用を利用する<sup>19)</sup>。

このように、中国の死刑制度が「歴史的政治性」から脱皮できるかどうかは最

---

19) 王雲海、『中国社会と腐敗』、日本評論社、2003年、第122頁。

も重要な問題であって、脱皮できて完全たる法律制度に純化できるならば、よい死刑改革ができて、最終的に順調に廃止できると思うが、脱皮できなくて完全たる法律制度には純化できなければ、大きな改革があっても、それは常に限界を伴うものにならざるをえない。従って、どこまで政治性から脱皮して完全に法律制度に純化できるかは、中国の死刑制度そのもの、その改革、その将来をはかるための基本視点・試金石になるのである。

※ 筆者は、これまで、公私にわたって、後藤昭教授と村岡啓一教授から多大なご指導、ご協力、ご配慮をして頂いております。この度、両先生に対して心より感謝の意を申し上げたい次第であります。なお、本論文は日本学術振興会学術研究助成基金助成金「中国死刑制度とその改革の実証的事例的国際研究」(課題番号 15K03169。研究代表者：王雲海。平成 27 年から 29 年まで) の研究成果の一部である。